

習志野市公共施設再生計画（案）のパブリックコメントの実施について

1. 公共施設再生計画とは

- 老朽化が進む公共施設¹について、平成 26 年度から平成 50 年度までの 25 年間に、いつ頃、大規模改修や改築等を実施するのかについて、人口推計や財政予測に基づいて、施設の再編、再配置を含む整備事業を示す計画です。
- 計画期間内の事業計画については、持続可能な財政運営のもとで、将来のまちづくりの方向性などを勘案しています。
- 計画期間を 3 期（第 1 期：H26～H31、第 2 期：H32～H37、第 3 期：H38～H50）に分け、将来に行くほど、社会経済状況の変化による柔軟な見直しを予定しています。
- 平成 20 年度に作成した「公共施設マネジメント白書」により明らかになった、本市の公共施設の老朽化問題に対する対策を示しています。
- 平成 26 年度から開始する次期基本構想・基本計画の重点プロジェクトに位置付けられています。

2. 公共施設再生計画策定までのこれまでの経過

① 平成 21 年 3 月に「公共施設マネジメント白書」を作成し公表

- 習志野市が保有する公共施設の実態について、コスト情報とストック情報の両面から把握することを目的として作成しました。
- 施設を利用する市民との意見交換、合意形成の資料として活用するために、データ等について、できる限り可視化（見える化）に努めました。
- 白書の作成により、習志野市の公共施設の老朽化の実態が明らかになりました。

② 平成 22 年 3 月に「公共施設再生計画策定に対する提言書」を公表

- 老朽化した公共施設の改善に取り組むための対策について、第三者機関を設置し、様々な角度から研究、検討し提言をいただきました。
- 公共施設の今後の更新費用と財源確保の可能性について試算を行った結果、すべての公共施設を更新することは不可能なことが明らかになりました。
- 公共施設再生に向けた基本的な考え方や具体的な対策、公共施設再生を進めるためのマネジメントのあり方などについて提言をいただきました。

③ 平成 24 年 5 月に「公共施設再生計画基本方針」を策定

- 公共施設再生に対する提言書の内容を踏まえて、今後の公共施設再生の実現に向けた基本方針を取りまとめました。

④ 公共施設再生計画（案）に関するパブリックコメントを実施します。

- 次期基本構想の重点プロジェクトとして、平成 26 年度から計画を開始し、公共施設の再生整備事業を推進するため、公共施設再生計画（案）について、パブリックコメントを実施します。 → 裏面参照

¹ 学校、公民館、保育所など、公共施設再生計画の対象となる 123 施設。道路、橋りょう、上下水道などのインフラ系、清掃工場などのプラント系を除いています。

習志野市公共施設再生計画（案）に関するパブリックコメントの実施について

1. 計画（案）名称

習志野市公共施設再生計画

2. 公表資料

（１）習志野市公共施設再生計画（案）

（２）習志野市公共施設再生計画（案）の概要

3. 意見提出期間

平成 26 年 2 月 1 日（土） ～ 平成 26 年 2 月 28 日（金）

4. 意見提出方法

資産管理課への書面持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページからの送信

5. 周知方法

広報習志野 2 月 1 日号、市ホームページ（2 月 1 日より）

6. 公表場所

資産管理課、情報公開コーナーでの閲覧、配布、市ホームページ

7. 問合せ先

財政部 資産管理室 資産管理課（内線 483）

電話 047-453-9308（直通） FAX 047-453-9384